

ID: 1340

担当部署: 都市建設課

処分の概要	沿道整備推進機構の指定		
法令名 根拠条項	幹線道路の沿道の整備に関する法律 第13条の2第1項		
法令番号	昭和55年法律第34号		
【基準】 法第13条の2第1項の規定による。 (沿道整備推進機構の指定) 第13条の2 市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、沿道整備推進機構(以下「機構」という。)として指定することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日